



《会計・税務の知識》

相続税調査の実態と対策～最近の税務調査の概況～

相続税の調査は、一般的に厳しいと言われていません。現時点で保留中の2011年税制改正案が実現すると、相続税の課税対象がさらに広がり、税務調査を受ける人は確実に増えると思われます。このような状況の中、現在の相続税の税務調査の実態をまとめてみました。

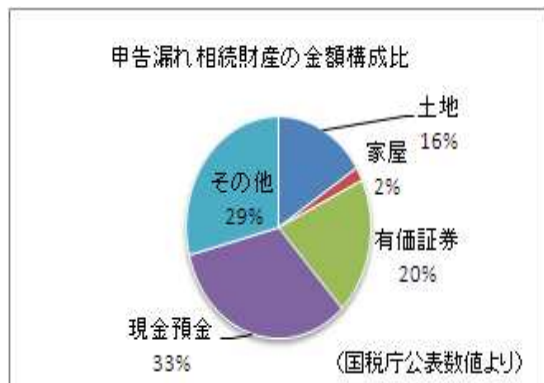
1. 改正案の概要

相続税は、相続財産から基礎控除を減額した残額について課税されます。改正案によると、現在「5千万円+1千万円×法定相続人の数」の基礎控除の金額が「3千万円+6百万円×法定相続人の数」に引き下げられることとなります。

例えば、配偶者と子供2人が法定相続人の場合、現行では8,000万円超の財産がないと相続税はかかりませんが、改正案によると4,800万円超の財産があると相続税が発生することになります。このように改正案が実現すると相続税の課税対象者の範囲が広がってしまいます。

2. 相続税の税務調査の実態

相続税は、所得税のように継続調査できる税金とは違い被相続人の死亡後一度限りであるため、他の税金と比べ調査のウエートは高く、また申告漏れの指摘も多いと言われています。国税庁公表資料によると、平成21年度の調査件数は13,863件あり、そのうち申告漏れが指摘された件数は、なんと85%の11,748件にもなります。金額にすると1件当たりの追徴税額は729万円にもなります。



上記表は申告漏れが指摘された財産の資産別の構成比です。現金預金33%、有価証券20%と、金融資産だけで53%もの割合を占めています。

3. 最近の税務調査の傾向

税務署の中で資産課税部門という部署が相続税の調査を担当していますが、この部署は、相続税以外にも贈与税や土地建物や株式等を譲渡したときの所得税等も担当しています。土地建物、株式の価値が下落し、取引自体も減少している近年の経済状況の中では、資産課税部門の調査の中心は相続税とならざるを得ず、今後も厳しい調査が予想されます。

4. 税務調査の重点チェック項目

相続税の税務調査の目的は、相続財産に申告漏れがあるかどうかを確認することであり、相続財産に漏れがないか、評価は適切に行われているか、相続財産から差し引く債務が過大ではないか、などが重点的に調査されます。

相続財産の漏れとして指摘されるケースでは、例えば以下のような項目があります。

①名義株・名義預金

名義は相続人の名義となっているものの、実質は被相続人が名義を借りているにすぎない預金や株式は、相続財産と指摘され課税されるケースが多いようです。

②生前贈与

贈与は「贈与します」という意思表示と「受け取ります」という意思表示をもって成立します。そのため親が贈与したつもりでも、子供がその存在を知らなければ、贈与は成立していないとみなされてしまいます。結果、財産は移転しておらず相続財産として課税されてしまいます。

③その他の財産

最近の事例として有料老人ホームの入居一時金について問題となるケースがあります。有料老人ホームは入居が短期間の場合には、入居一時金が返還されることがあります。この場合、返還された入居一時金は相続財産となりますので注意が必要です。

5. まとめ

平成21年においては亡くなった方110万人のおおよそ4%である4.6万人が相続税の対象となりましたが、税制改正後は、課税対象が亡くなった方の6%にあたる約7万人に広がるとの予測も出ています。他人事ではなくなった相続税。次回はその調査の対策について考えていきたいと思います。

(担当：塚越 大紀)